

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上里幹線土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	新井 弘	埼玉県本庄市児玉町上真下三百八十三番地一